

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku))第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により、第2条に定める本別冊に係るサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IoT Connect Mobile Type Sサービス	別紙に定義するサービス
料金月	1の暦月の起算日(当社が本別冊に係るサービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 契約

(利用内容の変更)

第3条

- 1 契約者は、本別冊に係るサービスの利用内容の変更を請求することができます。
ただし、料金表、別紙又は当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第8条(SDPFサービスの契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第4条 本別冊に係るサービスには、共通編10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

(当社が行う契約の解除)

第5条 当社は、共通編第15条(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)第1項のほか、本別冊に係るサービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本別冊に係るサービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本別冊に係るサービスに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。

(承諾の限界)

第6条 当社は、契約者から利用内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
ただし、この別冊において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第7条 契約者は、その契約に基づいて当社が本別冊に係るサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、本別冊に係るサービスの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第8条 本別冊に係るサービスの工事費の支払については、別紙に規定するものとします。

第4章 雑則

(不可抗力)

第9条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(責任の制限)

第10条 共通編第27条(責任の制限)に定める他、本別冊に係るサービスの損害賠償の取扱いについては、別紙に規定するものとします。

料金表

料金通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本別冊に係るサービスに係る契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は、別段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。
- 2 当社は、1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。
- 3 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 契約解除後に本別冊に係るサービスの使用が発生した場合、当社は、その使用に基づく利用料金を請求します。

(端数処理)

- 6 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 8 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則7及び8の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 10 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する料金表(以下、Web料金表といいます。以下同じとします。)に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
- 13 通則12の算定方法により支払いを要することとなった額は、Web料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。
- 14 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。
- 16 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

別紙 サービス提供条件

1 サービス一覧

サービス	内容
IoT Connect Mobile Type Sサービス	SDPFサービスの1つであって、SIMカードの使用、SIMカードから当社又は当社以外のネットワークへの接続機能及び付加機能を提供するサービス

2 各サービスの提供条件

(1) IoT Connect Mobile Type S サービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
SIM カード	当社が、契約者に貸与し、端末に挿入されて使用される場合において、当社又は当社以外のネットワークへのアクセス及び本サービスの使用が許可される加入者識別モジュール
プロフィール	選択された SIM カードの識別、認証及び通信を可能にする情報
プロフィール提供事業者	IoT Connect Mobile Type S サービスの利用に係るプロフィールを提供する事業者

(B) 利用の制限

- a IoT Connect Mobile Type S サービスを利用して行う通信は、共通編第18条(利用の制限)に定めるほか、次の場合には、ネットワークへの接続不可又は通信速度の低下が発生することがあります。
 - (a) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (b) 車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでの通信であるとき。
 - (c) 通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- b 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- c 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、IoT Connect Mobile Type S サービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。-
- d 契約者は、IoT Connect Mobile Type S サービスの利用に係る端末を、以下に定める規則等及び当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する技術基準に適合するよう維持していただきます。
 - (a) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)
 - (b) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)
 - (c) 当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件

(C) 責任の制限

当社は、共通編第27条(責任の制限)第2項の定めにおいて、当社はIoT Connect Mobile Type S サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するプロフィール基本料もしくは定額利用料(利用料金のうち、IoT Connect Mobile Type S サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。)の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

(D) プロフィールに係るもの

プロフィール種別	内容
TSL プロフィール	Transatel 社が提供するプロフィール
CSL プロフィール	NTT Com Asia 社が提供するプロフィール
NTTCom プロフィール	当社が提供するプロフィール
備考	
1 各プロフィールには、次のプランがあります。	
(1) プロフィール切替有プラン	
A プロフィール種別の切り替えができる SIM カードを提供するものをいいます。	
B TSL プロフィール、CSL プロフィール又は NTTCom プロフィールにおいて、利用可能とします。	
(2) プロフィール切替無プラン	

A プロファイル種別の切り替えができない SIM カードを提供するものをいいます。

B NTTCom プロファイルに限り、利用可能とします。

2 当社は、次の事項をプロファイル切替有プランに適用します。

(1) 1の SIM カードには、少なくとも1のプロファイルの設定が必要です。

(2) IoT Connect Mobile Type S サービスの通信に利用する SIM カード毎のプロファイルの数は、1とします。

(3) 契約者は、プロファイル種別を切り替えることができます。この場合、当社は、プロファイル種別の切り替えがあったときは、切り替え後のプロファイル種別を、その切り替えが完了した時点から適用します。

(4) プロファイルには、以下のプロファイルステータスがあります。ただし、プロファイルステータスの休止については、NTTCom プロファイルに限りです。

プロファイルステータス:未開通/利用中/中断/休止/廃止

(5) 契約者は、前項に定めるプロファイルステータスを当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)の定めに基づき、変更できます。この場合、当社は、変更後のプロファイルステータスを、その変更が完了した時点から適用します。

(6) 契約者が発注した SIM カードについて、プロファイルが SIM カードに割り当てられた日の翌月を 1 料金月目として、12 料金月目までに契約者がその SIM カードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13 料金月目の初日に、当社は、その SIM カードに係るプロファイルの開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

(7) 契約者が追加購入したプロファイルについて、プロファイルがお客様に割り当てられた日の翌月を 1 料金月目として、12 料金月目までに契約者がそのプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13 料金月目の初日に、当社は、そのプロファイルの廃止処理を行います。この場合においてプロファイルステータスは未開通から廃止に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

3 当社は、次の事項をプロファイル切替無プランに適用します。

(1) 1の SIM カードには、1のプロファイルの設定が必要です。

(2) プロファイルには、以下のプロファイルステータスがあります。

プロファイルステータス:未開通/利用中/中断/休止/廃止

(3) 契約者は、前項に定めるプロファイルステータスを当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)の定めに基づき変更できます。この場合、当社は、変更後のプロファイルステータスを、その変更が完了した時点から適用します。

(4) 契約者が発注した SIM カードについて、プロファイルが SIM カードに割り当てられた日の翌月を 1 料金月目として、12 料金月目までに契約者がその SIM カードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13 料金月目の初日に、当社は、その SIM カードに係るプロファイルの開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。

4 当社は、次の事項をプロファイル切替有プラン及びプロファイル切替無プランに適用します。

(1) 契約者が、IoT Connect Mobile Type S サービスの全部又は一部を解約した場合、その SIM カードの所有権は当社から契約者へ移転するものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、契約者は、当社が当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する SIM カードに含まれる物質に基づき、自己の責任と費用負担において、法令に従い、SIM カードを処分するものとします。

(2) 当社は、各プロファイルが通信可能な提供国及び地域を、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載します。

(3) 契約者は、プロファイル切替有プランとプロファイル切替無プランとの間の相互の変更を請求することはできません。

(E) 料金プランに係るもの

区分	内容
従量プラン	1 利用料金として Web 料金表に定めるプロファイル基本料及びデータ通信料を適用し、データ通信料については、1の料金月における1MB 単位の通信量に基づいて適用するものをいいます。 2 従量プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・TSL プロファイル ・CSL プロファイル ・NTTCom プロファイル
定額プラン	1 利用料金として Web 料金表に定める定額利用料を適用するものをいいます。 2 定額プランが利用可能なプロファイルは、以下のとおりとします。 ・NTTCom プロファイル

備考

1 当社は、次の事項を従量プランに適用します。

(1) 契約者は、その契約に基づいてプロファイルステータスが初めて利用中となった日を含む料金月から起算して、プロファイルステータスが廃止となった日を含む料金月までの期間について、Web 料金表に規定する利用料金の支払いを要します。

- (2) 当社は、プロフィールステータスが初めて利用中となった月の翌々月から、プロフィール基本料を適用します。
- (3) 1 の料金月においてプロフィールステータスの変更があった場合、プロフィール基本料については次に定める通りとします。
- A 1 の料金月のうちに1回でも利用中となった場合、利用中に係るプロフィール基本料が適用されます。
- B 1 の料金月のうち、常に中断だった場合又は1の料金月のうち、中断及び休止だった場合、中断に係るプロフィール基本料が適用されます。
- C 1 の料金月のうち、常に休止だった場合、休止に係るプロフィール基本料が適用されます。
- (4) 契約者は、従量プランについて、次に定めるところにより、1の料金月における通信量上限値を設定することができません。
- A 通信量上限値は、SIMカードごと、かつ、プロフィールごとに設定することができます。
- B 通信量上限値は、その設定の処理が完了した時点から適用されます。
- C 当社は、通信量上限値が設定された SIM カードについて、該当のプロフィールに係る通信量上限値の設定が適用された時点からの通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロフィールのその料金月における通信の利用を制限します。
- D その料金月において、通信量の合計が通信量上限値に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。
- 2 当社は、次の事項を定額プランに適用します。
- (1) 契約者は、その契約に基づいてプロフィールステータスが初めて利用中となった日から起算して、プロフィールステータスが廃止となった日までの期間について、Web 料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。
- (2) その料金月で支払いを要する定額利用料については、次に定めるところにより算定するものとします。
- A 1 の料金月に、1 のプロフィールステータスを利用した場合
- (A) その料金月における利用日数(プロフィールステータスが利用中、中断又は休止であった日をいいます。以下、同じとします。)が 20 日以上の場合
定額利用料の満額の支払いを要します。
- (B) その料金月における利用日数が 20 日未満の場合
「定額利用料÷20×利用日数」の算式で計算された額の支払いを要します。
- B 1 の料金月に、2 以上のプロフィールステータスを利用した場合
その料金月に利用したプロフィールステータスに係る定額利用料(満額のものとする。)のうち最も高い額と、それぞれのプロフィールステータスの利用日数ごとに前号に基づき計算した額を合算した額を比較して、低い方の料金を定額利用料として適用します。
- (3) 1 日においてプロフィールステータスの変更があった場合、定額利用料に係るプロフィールステータスについては次に定める通りとします。
- A 1 日のうちに1回でも利用中となった場合、その1日は利用中のプロフィールステータスとします。
- B 1 日のうち中断であった場合又は1日のうちに中断と休止の2つが混在する場合、その1日は中断のプロフィールステータスとします。
- C 1 日のうち常に休止であった場合、その1日は休止のプロフィールステータスとします。
- (4) 当社は、定額プランについて、次に定めるところにより、1 の料金月における通信量上限値を設定します。
- A 通信量上限値は、Web 料金表に定めるコースごとに設定します。
- B 当社は、定額プランのプロフィールにおけるその料金月における通信量の合計が、通信量上限値を超えた場合は、該当のプロフィールのその料金月における通信の利用を制限します。
- C その料金月において、通信量の合計が通信量上限値に満たない場合が生じたとき、その差分を翌料金月に繰り越すことはできません。
- 3 当社は、次の事項を従量プラン及び定額プランに適用します。
- 当社は、従量プランと定額プランとの間の相互の変更及び定額プランに係るコース区分の変更の請求があったときは、その変更及び変更後のコース区分等に係る料金を、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

B 料金算定方法

- (A) IoT Connect Mobile Type S サービスに係る利用料金は、1の契約IDごとにIoT Connect Mobile Type S サービスに係る料金の額を合算して適用します。
- (B) IoT Connect Mobile Type S サービスに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及び Web 料金表に基づき、1 のプロフィールごとに算出されるものとします。
- (C) 利用料金に係る通信の測定は、次によります。
- a 利用料金に係る通信量は、利用するプロフィールのプロファイル提供事業者の測定機器において測定した通信量(MB単位とします。)とします。
- b IoT Connect Mobile Type Sサービスについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該IoT Connect Mobile Type Sサービスの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対

象とします。

- c 1MB未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
 - d 当社のポータルで表示される通信量と、課金対象となる通信量は異なることがあります。
- (D) IoT Connect Mobile Type S サービスの利用料金の計算においては、プロファイル提供事業者の定める標準時間に基づいて計算します。
- (E) 当社は、IoT Connect Mobile Type S サービスの工事費を Web 料金表等において定めます。
- (F) 当社は、各プロファイルにおけるその他の細目を、Web 料金表等において定めます。
- (G) 共通編第19条(料金)に定めるほか、IoT Connect Mobile Type Sサービスの提供国又は地域及びその利用料金は、プロファイル提供事業者が定めるものに従うため、プロファイル提供事業者が定めるものに変更があった場合、当社は、IoT Connect Mobile Type Sサービスの提供国又は地域及びその利用料金を変更することがあります。
- (H) 前号に定める変更があった場合、当社は、そのことを変更後の提供国又は地域及びその利用料金が適用される30日前までに、共通編第34条(契約者に対する通知)の定めにより、契約者に通知します。